

常総市と株式会社 On-Co との「挑戦を応援できるまちづくり」に関する連携協定書

常総市（以下「甲」という。）と株式会社 On-Co（以下「乙」という。）は、挑戦を応援できるまちづくりに向けて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な相互連携と協働により、空家等を活用し、挑戦を応援できるまちづくりを実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 空家等対策事業に関すること。
 - (2) さかさま不動産の取り組みに関すること。
 - (3) 起業などに挑戦する人を応援できる地域づくりに関すること。
 - (4) 地域のパブリック・リレーションに関すること。
 - (5) 持続可能なまちづくりに関すること。
 - (6) その他、甲及び乙が協議の上必要と認めること。
- 2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報及び意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。
- 3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。
- 4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定の締結及び実施において知り得た他の当事者の非公表情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た

場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第6条 甲と乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲と乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
- (2) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
- (3) その他前2号に類似する行為

3 甲と乙は、相手方が第1項の規定に反すると合理的に認められる場合または相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対し何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 7年10月 8日

甲 茨城県常総市水海道諏訪町3 2 2 2番地3

常総市長

神達 岳 史

乙 三重県桑名市西別所1 3 7 5

株式会社 On-Co

代表取締役

水谷 岳 史